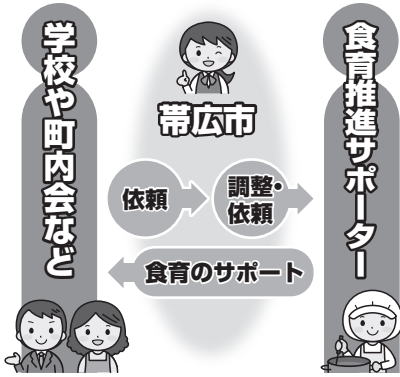


図 食育サポーター事業の流れ



市では、食育活動を広めるため、学校や町内会などの地域の要望に応じて、食の専門家などを講師として紹介する「食育推進サポーター事業」を実施しています。(図)

「食」のプロがサポートします



毎日、何気なく口にする食べ物。一年中お店で売っている野菜にも、栄養たっぷりの旬の時期があることや、店頭に並ぶまでにどんな過程があるのか知っていますか。食育とは、食べることや食べ物への関心を高め、正しい知識や情報を選択する力を身に付け、生涯にわたり健全な食生活を実践できる人を育てることです。

「食」を学ぶ



食材や郷土料理のほか、食の栄養に関する事など、食育推進サポーター事業は、食に関する学びを支援しています。
問い合わせ 農政課 (川西町基線61、農業技術センター内、☎59・2323)

学ぼう「食」のこと
食育推進サポーター事業



帯広市 食育推進サポーター 検索

食育推進サポーターの活動例



管理栄養士による離乳食に関する教室の様子



ご当地ヒーロー ジバサンダーによる食育ステージイベント

作物を育てる技術、郷土料理の作り方、栄養・健康のことなど、食に関するさまざまな技術や知識を持つ個人や企業、グループが食育推進サポーターに登録しています。その中から、依頼内容に適したサポーターを紹介します。昨年度は、学校での豆腐作り教室や、食と農業に関する講習会の開催、農作物の収穫体験などの活動依頼があり、子どもから大人まで487人が参加しました。「食の大切さを子どもにも教えた

食育推進サポーターを活用してください



「栄養相談に乗ってほしい」など、食に関して学んでみたい人は、食育推進サポーターを活用してください。原則、費用は無料ですが、材料費などの実費は依頼者の負担となります。申し込み方法などの詳細は、農政課へ問い合わせください。

あなたも食育推進サポーターに登録してみませんか

食育活動の推進にご協力いただける個人・団体を募集しています。

食育推進サポーターの役割を理解し、協力いただける人は、サポーターへの登録をお願いします。サポーターの食育活動は、市ホームページやSNSなどで紹介しています。登録を希望する場合は、農政課へ問い合わせください。

とかちマルシェ(詳細9頁)に、食育推進PRブースを出展します。ぜひお越しください。

表 対象者と月額利用者負担額

区分	対象サービス	対象者	月額利用者負担額
幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子ども	幼稚園、保育所および認定こども園の利用料	3～5歳(小学校就学前まで) ※幼稚園、認定こども園の教育利用の子どもは、満3歳から対象	0円 【私学助成幼稚園は、月額2万5700円を超えた額】 ※副食(おかず、おやつ)の費用は実費負担となります(注1)
		0～2歳の住民税非課税世帯	0円
	幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用料(注2)	3～5歳(小学校就学前まで) ※満3歳になった日から次の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみ対象	1万1300円を超えた額(注3) ※満3歳になった日から次の3月31日までの子どもは、1万6300円を超えた額
		0～2歳の住民税非課税世帯	1万6300円を超えた額(注3)
上記施設を利用しない子ども	認可外保育施設、認可保育所の一時保育事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などの利用料(注2)	3～5歳(小学校就学前まで)	3万7000円を超えた額
		0～2歳の住民税非課税世帯	4万2000円を超えた額

(注1) 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(幼稚園・認定こども園【教育利用】の場合は、小学校3年生から数える。認可保育所・認定こども園【保育利用】の場合は、就学前児童から数える)以降の子どもは、副食の費用が免除されます。
(注2) 保育の必要性があることの認定が必要です。
(注3) 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。(450円×利用日数)

幼稚園などの
利用料が無償化
10月から開始

問い合わせ こども課(市庁舎3階、☎65・4159)

10月から幼児教育・保育に関する利用料の無償化が始まります。

対象者

▽3～5歳までの子ども
▽0～2歳までの住民税非課税世帯の子ども

詳しい手続きなどについては、各施設からの案内文や市ホームページ、次月号の広報紙などで随時お知らせします。



帯広市 無償化 検索